

富山県告示第69号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年2月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅱ・Ⅲ）

平成22年5月25日から

平成26年3月28日まで

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅳ）

平成23年4月1日から

平成27年3月23日まで

3 成果の名称

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅱ・Ⅲ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅳ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅱ・Ⅲ）

南砺市大字新屋の一部（新屋Ⅳ）

5 認証年月日

令和3年2月9日